

第2期中期目標期間の業務実績に関する評価に係る意見

令和6年8月1日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市地方独立行政法人
大阪市民病院機構評価委員会
委員長 西田 俊朗

意 見 書

大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会条例（平成25年12月16日条例第149号）第2条及び地方独立行政法人大阪市民病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則（平成26年9月30日規則第192号）第8条の規定に基づく、地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

第2期中期目標期間の業務については、大阪市の医療施策として担うべき役割の実施に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応では、行政からの要請に基づき、通常医療との両立を図りながら公的医療機関として求められる役割を果たされた。

また、優秀な人材の確保と育成、業務運営の効率化、経営改善など法人経営の基盤強化に努めた点は高く評価でき、全体として、計画どおり進捗しており、中期目標を達成することができた。

今後も材料費や人件費の高騰が予想され、病院経営においては厳しい状況下にあるが、効率的・効果的な病院運営と経営基盤の強化により一層努め、質の高い医療を提供し、市民の信頼に答えられたい。

以上